

「社団法人青い森農林振興公社経営検討委員会」報告書の概要

1 検討の経緯

総務省では、第三セクター等の改革に関するガイドラインを示し、地方公共団体に対し、経営が著しく悪化している恐れのある公社等について、

- (1) 外部有識者からなる「経営検討委員会」の設置による抜本的経営改善策の検討
- (2) 経営検討委員会からの提言を踏まえて、地方公共団体が「改革プラン」を策定
- (3) 改革プランに基づく債務調整を伴う処理策の推進

などによる抜本的な対策を求めている。

このため、県では、本年9月に、国が示したガイドラインに基づき、大学の教授や公認会計士、弁護士等の有識者からなる経営検討委員会を設置し、公社全体の抜本的な経営改革について御検討いただき、去る11月4日に提言をまとめた報告書の提出をいただいた。

2 公社の経営改革に向けた提言の主な内容

分収造林事業以外の事業については、経営の効率化やサービスの向上に努めながら、継続して実施すべきである。

分収造林事業については、企業的経営の視点では再生が困難であることから、分収林の持つ地域経済の振興や公益的機能の発揮等、県民共通の「公共財」としての性格を考慮して県に移管すべきである。

県への移管により必要となる株式会社日本政策金融公庫に係る債務の処理に当たっては、県民負担の最小化を図る観点から、平成25年度までの措置となっている第三セクター等改革推進債を活用すべきである。

分収割合や契約期間延長の変更協議を進めることにより、県の収入確保に努めることを検討すべきである。